

特定農作業受委託契約書

受託者及び委託者は、この契約書に定めるところにより、農作業等受委託契約を締結する。
この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通所持し、写しを日南町農林課(日南町農業再生協議会)へ提出する。

令和 ●●年 ●●月 ●●日

委託者(以下「甲」という。)

住所 日南町霞800

氏名 日南 太郎

電話 0859-82-1111



受託者(以下「乙」という。)

住所 日南町生山619

氏名 農業 太郎

電話 0859-82-1902



第1条 甲は、乙に対し、次に掲示する農用地について、「作物名」欄に記載した作物に対して「委託する作業」に記載した農作業を委託し、乙はこれを受託する。

	農用地の所在地・地番	地目	面積(m ²)	水張面積(m ²)	甲の権利の種類	作物名	委託する農作業
1	別紙のとおり	別紙	別紙	別紙		別紙	別紙
2							
3							
4							
5							

第2条 甲は、乙に対し、前条に提示する農用地において生産収穫された農産物の販売を委託し、乙はこれを受託する。また、当該農地にかかる施策・制度には、乙が加入のうえ交付金を受け取るものとする。

第3条 乙は、前条により甲が乙に販売を委託した農産物の販売収入のうち、甲が別に定める一定額を●月末までに以下のとおり納めるものとする。

	金額等	納入先	備考
1	水張10a当たり5,000円	所有者の口座へ振込む	水稲の作付農地
2	全体20,000円	所有者の口座へ振込む	
3	水張1,000円	所有者の口座へ振込む	そばの作付農地
	水張10a当たり米30kg	所有者宅へ持参する	

第4条 本契約の有効期限は、令和 ●年 ●月 ●日から令和 ●年 ●月 ●日までとする。

第5条 甲と乙の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要がある場合には、甲、乙協議のうえ変更することが出来るものとする。

(特定農作業受委託 別紙 No. 1)

甲氏名 (日南 太郎)

乙氏名 (農業 太郎)

※契約書が2枚以上の場合は、甲、乙の割印をお願いします。

	農用地の所在地・地番	地目	面積(m ²)	水張面積(m ²)	甲の権利の種類	作物名	委託する農作業
1	日南町霞●●	田	1,000	850	所有権	水稻	販売までの全作業
2	日南町霞●●	田	500	400	賃借権	そば	販売までの全作業
3	日南町霞●●	農介原	50	0	賃借権	-	管 理
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							